

横芝光町農業委員会 11月第8回定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年11月6日(月) 午後4時～午後4時40分

2. 開催場所 横芝光町役場 第4、5会議室

3. 出席委員 (12名)

会 長	4 番	伊藤 靖雄		
会長職務代理者	8 番	伊藤 博明		
委 員	1 番	小川 文彦	2 番	川島 理昭
	3 番	永野 邦子	5 番	伊藤 直樹
	6 番	花澤 成晃	7 番	向後 隆輝
	9 番	鈴木 茂樹	10 番	下高原 美津子
	11 番	伊藤 裕児	12 番	秋葉 芳明

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	高宮芳宏
農政班長	布施裕章

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第2 議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可否決定について

日程第3 議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第4 議案第3号

農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する県への意見について

日程第5 議案第4号

令和5年度第8次農用地利用集積計画(案)の承認について

7. 会議の概要

事務局	これより、令和5年11月第8回農業委員会定例総会を開会します。 はじめに伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	(伊藤会長挨拶) ありがとうございました。
事務局	本日の出席委員は、全員です。過半数が出席していますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。 それでは会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては、伊藤会長に議長をお願いいたします。
議 長	これより議事に入ります。 日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) ありがとうございます。異議なしの声がありましたので、指名をいたします。 5番 伊藤 直樹委員、10番 下高原 美津子委員 以上2名の方をお願いします。 会議書記には、事務局の布施班長を指名いたしますのでよろしく申し上げます。 続いて日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いいたします。
事務局	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について 農地法第3条による許可申請書が提出されたので本会の議決を求める。

令和5年11月6日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の3条の許可申請は、3件です。

なお、譲受人と譲渡人は資料に記載のとおりです。

申請地の位置図を添付していますのでご覧ください。

1件目の申請地は、屋形字五十野の畑1筆、現況は田、面積は、2,479㎡です。

譲渡人は農地を相続しましたが、農業をしていないため、経営規模拡大をしたい譲受人へ売買により所有権移転をしようとする申請です。譲受人は水稻の作付を予定しております。

続いて、2件目の申請地は、木戸字一割の畑4筆、字二割の畑1筆、合計5筆、3,839㎡です。

譲渡人、譲受人ともに植木業を行っていますが、譲渡人の植木販売が低調になり、経営規模を縮小したい譲渡人から、経営規模拡大をしたい譲受人へ売買により所有権移転をしようとする申請です。

譲受人は町外に住所があるものの、造園業を営む匝瑳市の実家で植木の手入れや販売等で週5日程滞在しており、通作距離は問題ありません。

続いて、3件目の申請地は、横芝字鶴巻の田2筆、862㎡です。

体調の面で農業ができない譲渡人から譲受人へ売買により所有権移転をしようとする申請です。

譲受人は、申請地の隣接地を耕作しており、取得後は一体利用することができ、作付は水稻を予定しています。

以上、議案第1号の説明でございます。

議長 ありがとうございます。ただいま議案第1号の説明並びに朗読が終わりました。はじめに1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

8番 伊藤です。経営規模拡大したい譲受人が、売買により所有権を移転するものです。許可後は水稻の作付けを予定しており、現地を確認したところ耕耘してあり、問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。説明が終了しましたので、1件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、1件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

5 番 5番 伊藤です。植木の経営規模を拡大をしたい譲受人が、譲渡人との間で協議が調い、申請地の植木を含め売買により所有権移転をするものです。現地を確認したところ、管理がなされており、問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございました。説明が終わりましたので、2件目の案件について質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、2件目の案件について採決をいたします。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 続いて3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1 1 番 1 1 番 伊藤です。申請地は、譲受人が耕作する農地に隣接しており、取得後は一体化利用できることから、売買により所有権移転をするものです。現地を確認したところ、耕耘してあり、問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございました。説明が終わりましたので、3件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、3件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって3件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見についてを上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

農地法第5条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。

令和5年11月6日提出 横芝光町農業委員会 会長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の5条の許可申請は6件と変更申請が3件です。

なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請地①の土地は、篠本字八石田の畑1筆、315㎡です。

転用の目的は、一時転用申請で小規模治山工事に伴う進入路及び作業用地になります。

申請地①の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地は、横芝光町役場から北へ3.6kmの位置にあります。

譲受人は申請地に隣接する地目、山林である篠本地先の斜面の治山工事を計画しておりますが、この工事現場へ通じる進入路と作業スペースがないため、地続きで作業スペースがとれる本申請地を選定しました。

ここは、市街化がすすむ第3種農地と農地が集団的に所在する第1種農地のいずれにもあてはまらないことから、第2種農地と判断しました。

申請地は、土地改良区の受益地外を確認しております。

雨水は地下浸透で処理する計画です。

転用期間は、令和5年12月25日から令和6年6月30日までを予定しております。

申請地に係る賃借料は発生しません。治山工事の事業費は自己資金及び補助金により賄う予定であり、補助金交付決定書等により事業が実施可能であることを確認しています。

続いて2件目、3件目は転用内容が同一ですので、一括して説明させていただきます。申請地②の土地は、木戸字九十七割の畑1筆、504㎡のうち288.45㎡の一時転用となります。同じく、申請地③の土地は北清水字菱川台の畑1筆、883㎡のうち706.46㎡の一時転用です。

転用の目的はガス管工事に伴う資材置場・駐車場となります。

申請地の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地は、横芝駅から南東へ3.8kmの位置にあります。

譲受人は、長生村に本社がある天然ガス事業者で、ガス埋設管の新規工事を行うため、工事車両や資材を置くスペースが必要となり今回の申請となりました。

ここは、市街化が進む第3種農地と農地が集団的に所在する第1種農地のいずれにもあてはまらないことから、第2種農地と判断しました。

申請地は土地改良区の受益地ですが一時転用することに同意を得ており、雨水は地下浸透で処理します。

また、文化財包蔵地に該当するため、工事前に町社会文化課と協議が必要となります。

転用期間は令和5年12月1日から令和6年11月30日までを予定しております。

建設費等は、自己資金にて賄う予定であり、金融機関の預金残高証明書により必要な資金を確保していることを確認しております。

続いて申請地④の土地は、栗山字鶴巻の畑1筆、398㎡です。

転用の目的は駐車場・資材置場となります。

申請地④の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地④は、横芝駅から南東へ2kmの位置にあります。

譲受人は、解体業を営んでおり、申請地から北東700mほどの場所に資材置場を借りておりましたが、賃借期間が満了になったため新たな場所を探しておりました。この申請地は、もともと譲受人の孫が一般専用住宅を建てるために転用許可を受けていましたが、分筆した後の残地が農地として存在しており、譲渡人が耕作していなかったことから交渉したとこ

ろ、購入の目途がついたため本申請にいたったものです。

ここは、近隣に工場、スーパーが所在しており市街化が進むエリア内に所在する第3種農地と判断しました。

申請地は、土地改良区の受益地ではなく、雨水は地下浸透で処理します。

また、文化財包蔵地には該当しません。

転用期間は、令和5年12月25日から令和6年1月25日までを予定しております。

建設費等は、自己資金にて賄う予定であり、金融機関の預金残高証明書により必要な資金を確保していることを確認しました。

続いて5件目、6件目は転用内容が同一ですので、一括して説明させていただきます。

申請地⑤の土地は、宮川字松葉田の畑2筆、1, 265㎡のうち、469.67㎡の転用で用途は事務所です。同じく申請地⑥の土地は宮川字松葉田の畑2筆、1, 265㎡のうち、529㎡の転用で、用途は一般専用住宅と駐車場です。

申請地の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地は、横芝光町役場から北東へ300mの位置にあります。

譲受人は、もともと申請地の近隣に住んでおりましたが、父親が現住所地に住むことになったことから、申請地まで曳家をして、かつ自身と賃貸用の事務所を新設する計画を立てました。

ここは、近隣に図書館やコンビニが所在しており、市街化が進む第3種農地と判断できます。

申請地は、土地改良区の受益地ですが除外の同意を得ており、雨水・生活排水は合併処理浄化槽で処理し側溝へ放流します。

また、文化財包蔵地には該当しません。

転用期間は、令和6年1月20日から令和6年12月20日までを予定しております。

建設費等は、自己資金にて賄う予定であり、金融機関の預金残高証明書により必要な資金を確保していることを確認しております。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。

議長

ありがとうございました。ただいま、議案第3号の朗読並びに説明が終了しました。

はじめに、1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

6 番 6番 花澤です。本件は、現地を確認したところ耕作はなされておらず、土地改良区の受益地外で、かつ一時的な使用であることから問題はないと考えられます。以上です。

議 長 説明が終了しましたので、1件目の案件についての質疑を許します。
(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、1件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

次に、2件目と3件目の案件ですが、同一事業ですので、一括して審議を行います。担当委員の説明を求めます。

8 番 8番 伊藤です。本件は、現地を確認したところ畑として利用はなされておらず、土地改良区から一時的に転用することの同意を得ていることから問題はないと考えられます。よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。説明が終わりましたので、2件目と3件の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質問がありませんので、質疑を終了し、2件目と3件目の案件について採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって2件目と3件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

次に、4件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1 2 番 1 2 番 秋葉です。本件は、現地を確認したところ、畑として耕作はな

されておらず、土地改良区の受益地ではないことから問題はないと考えられます。よろしくをお願いします。

議 長

説明が終了しましたので、4件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、4件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって4件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

次に、5件目と6件目の案件ですが、関連がありますので、一括して審議を行います。担当委員の説明を求めます。

9 番

9番 鈴木です。本件は現地を確認したところ、畑としての耕作はなされておらず、土地改良区の受益地を除外されていることから問題はないと考えられます。よろしくをお願いします。

議 長

説明が終了しましたので、5件目と6件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、5件目と6件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって5件目と6件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続いて日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する県への意見についてを上程します。

事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に対する県への意見について

農地法第5条による許可後の計画変更承認申請書が提出されたので本会の意見を求める。

令和5年11月6日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄
次のページをご覧ください。

続いて、計画変更3件ですが内容が同一ですので、一括して説明させて頂きます。

計画変更地①②③は、木戸台字向田の田、合わせて5筆、2,022㎡です。譲受人は圏央道建設を行う事業者で、転用目的は圏央道建設に伴う仮設道路及び資材置場用地として、すでに令和4年1月27日付けで千葉県知事より許可を受けています。

当初の計画では、令和5年12月31日で事業を終了する予定でしたが、東京電力・NTTが所有する柱を移設する過程で、移設先の地盤不良が判明し調整に時間を要したこと、樹木の伐採で環境アセスメントにて伐採期間の制限があり遅延が生じたことにより、全体の工程に遅延が及び予定までに事業が終了しない見込みとなったことから、計画変更として令和7年8月31日まで工事期間の延長申請がありました。変更内容は工事期間の延長のみであります。説明は以上です。

議長

ありがとうございました。ただいま、議案第3号の朗読並びに説明が終了しました。

議案第3号については、ご存知のとおり、圏央道工事の遅れによる賃借設定期間の延長であるため、担当委員の説明を省略して審議を行います。質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、議案第3号についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって議案第3号については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続いて、日程第5 議案第4号 令和5年度第8次農用地利用集積計画(案)の承認についてを上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

議案第4号 令和5年度第8次農用地利用集積計画(案)の承認について

農業経営基盤強化促進法等改正法附則第5条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により令和5年度第8次農用地利用集積計画(案)が提出されたので、本会の議決を求める。

令和5年11月6日提出 横芝光町農業委員会 会長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の利用集積は、新規設定4件、再設定5件、所有権移転が3件です。利用権を設定する者と利用権設定を受ける者は、資料に記載のとおりです。

初めに新規設定です。設定する権利は、すべて賃借権です。利用権を設定する農地ですが、1件目は、横芝字東境田の田6筆、字西境田の田1筆、合計7筆、4,244.40㎡、期間は、約10年間です。

2件目は、篠本字古新田の田1筆、字新神野の田2筆、字新八丁の田1筆、合計4筆、12,579㎡、期間は約10年間です。

3件目は、篠本字百石新田の田1筆、2,788㎡、期間は約10年間です。

4件目は、篠本字峰崎の田2筆、字新八丁の田1筆、字百石新田の田2筆、合計4筆、10,056㎡、期間は約10年間です。

続いて、再設定ですが、設定する権利はすべて賃借権です。

1件目は、於幾字西田の田4筆、2,020㎡、期間は約10年間です。

2件目は、於幾字竹ノ後の田2筆、字踊台の田8筆、字村内の田4筆、字小沼の田1筆、字雨田の田7筆、字仲沖下の田1筆、字熱田の田1筆、合計24筆、14,037㎡、期間は約10年間です。

3件目は、於幾字北沖下の田4筆、字小沼の田3筆、字南前の田3筆、字札前の田4筆、字雨田の田5筆、坂田字寺前の田1筆、合計20筆、13,766㎡、期間は約10年間です。

4件目は、於幾字熱田の田2筆、1,261㎡、期間は約10年間です。

5件目は、木戸字十七割の田4筆、4,279㎡、期間は約10年間です。

続いて、所有権移転1件目は、宮川字道正の田1筆、字堀之内の畑1筆、合計2筆、2,237㎡。

2件目は、屋形字四十野の田1筆、字五十野の田1筆、合計2筆、5,336㎡。

3件目は、篠本字昭和の田1筆、2,008㎡。なお、本計画(案)につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上が議案第4号の説明です。

議長

ありがとうございました。ただいま、議案第4号の朗読並びに説明が終わりました。

はじめに新規設定の案件についての審議を行います。1件目の案件については、資料記載のとおり、伊藤直樹委員に直接関係がありますので、議事参与の制限に該当しますので、会議規則第十条の規定により、採決が終了するまでの間、伊藤直樹委員の本件への質疑を禁止いたします。1件目の案件について質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、1件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成、よって、1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。伊藤直樹委員への発言の禁止を解きます。

次に、2件目の案件について、審議を行います。2件目の案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、2件目の案件について採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成、よって、2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に、3件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、3件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成、よって、3件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に、4件目の案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、4件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成、よって、4件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、再設定の案件について、審議を行います。1件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、1件目の案件について採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成、よって、1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、2件目の案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、2件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成、よって、2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、3件目の案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、3件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成、よって、3件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、4件目の案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、4件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成、よって、4件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、5件目の案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、5件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成、よって、5件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に、所有権移転の案件について、審議を行います。1件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、1件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成、よって、1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に、2件目の案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、2件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成、よって、2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に、3件目の案件について、質疑を許します。

事務局	<p>(質疑なし)</p> <p>質疑ありませんので、質疑を終了し、3件目の案件について採決を行います。</p> <p>原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成、よって、3件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上で提案されました審議の審議はすべて終了しました。慎重審議ご苦労様でした。以上で議長の任を降ろさせていただきます。</p> <p>以上をもちまして、令和5年11月第8回農業委員会定例総会を閉会します。</p>
-----	---